鈴鹿市公告第21号

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第36条第2項の 規定による負傷した動物の収容について、三重県鈴鹿保健所長から通知があったので、 次のとおり公告する。

令和7年4月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 保管期限

令和7年5月2日

2 引き取りし、又は収容した動物

番	保護日時	保護	動物	種	毛色等	性	体	年齢	その他の
号	不受日时	場所	種	類	七巴守	別	格	→	特徴
1	令和7年 4月25日	鈴鹿市 一ノ宮 町	猫	雑種	キジ白短毛	雄	中	91日以上	去勢済み

3 連絡先

鈴鹿市環境部環境政策課総務グループ

電話 059-382-9014

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

電話 059-382-8674